

令和 2 年 6 月 2 日現在

機関番号：34310

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K13664

研究課題名(和文)「職務著作」制度の再構成 - 起草過程に基づく系譜的・比較法的考察

研究課題名(英文) Restructuring the System of "Work for Hire" in Japan

研究代表者

山根 崇邦 (Yamane, Takakuni)

同志社大学・法学部・教授

研究者番号：70580744

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,800,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、著作権法15条1項をもっぱら「職務著作」制度と捉える従来の理解に再考を迫り、《団体名義著作》と「職務著作」という2つの視点からわが国の制度を捉える必要があることを明らかにした。そして、15条1項の要件・効果のうち、《団体名義著作》を基礎とするものについては1887年出版条例・著作権条例およびオランダ1912年法を、「職務著作」を基礎とするものについてはイギリス1911年法をそれぞれ参照することで、起草過程に適合的な制度像を提示した。その上で、こうした研究成果をもとに、15条1項の要件・効果をめぐる解釈上の問題について再検討を行い、その成果の一部を論文としてまとめ公表した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、《団体名義著作》と「職務著作」という2つの観点から著作権法15条1項の要件・効果の意義を明らかにし、同制度をめぐる解釈上の問題について具体的な解決指針を提示した点で大きな学術的意義を有する。具体的には、法人等の著作名義要件について、法人内で作成される著作物につき、法人と従業員のどちらがその著作物の作成責任を負うのかという責任の所在を明確にするための要件であることを明らかにするとともに、法人等の発意要件および従業者の職務上作成要件について、これまであまり意識されてこなかった両要件の相関関係を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：This study aims to reconsider the traditional understanding of Article 15(1) of the Japanese Copyright Act. This study clarified that it is necessary to consider Article 15(1) not only as a system of "work for hire", but also as a system for works made by legal persons under their own responsibility. It examined the interpretive issues surrounding the requirements and effects of Article 15(1) of the Japanese Copyright Act. For example, with respect to the requirement of a work made under the name of a legal person, this study has revealed that this requirement is to clarify the responsibility for a work created within a corporation as to who is responsible for the creation of the work, the corporation or the employee.

研究分野：知的財産法

キーワード：知的財産法 著作権法 団体名義著作 職務著作 著作権 著作者人格権

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

企業内で創作される著作物の権利関係はどのようになるのか。この点に関し、わが国の著作権法 15 条 1 項は、(i) 法人等の発意に基づいて従業者が職務上作成する著作物のうち、(ii) 法人等が自己の著作名義の下に公表するものについては、(iii) その法人等を著作者とする、(iv) ただし、従業者が著作物を作成する際に、契約や勤務規則等で、当該従業者を著作者とする旨の定めを置くこともでき、その場合には、(i)(ii) の要件を満たすものであっても当該従業者がその著作者となる、と規定している。

従来この規定は、(i) の要件を根拠に、職務著作制度として捉えられてきた。そして、そうした観点から見た場合に(ii) の要件の存在意義が不明であること、英米や大陸法系の制度と比較してみても法人等に著作者人格権が帰属する(iii) の効果は特異であり、正当化しえないことが批判されてきた。

これに対し本研究では、著作権法 15 条 1 項の起草過程を丹念に検討し、次の 5 点を明らかにした。すなわち、(1) 起草者は、(i) の要件だけでは法人等への著作権の帰属しか認められないが、それに(ii) の要件が付け加われば、法人等を著作者とみなしうる(法人等への著作者人格権の帰属を正当化する)と考えていたこと、(2) その際に論拠としたのが、団体内で作成される著作物のうち、団体が自己の著作名義を以て発行するものについては、当該団体をその著作物の作成責任者として著作者とみなす、《団体名義著作》の考え方であること、(3) この考え方は、1887 年制定の出版条例 14 条・版權条例 7 条 4 項以来、わが国において連綿と受け継がれてきた考え方であるが、オランダ 1912 年法 8 条にも同様の考え方がみられ起草過程でも参照されたこと、(4) 以上に照らせば、わが国の制度は、純粋な職務著作制度というよりも、《団体名義著作》を基礎としてこれに職務著作の要件を組み込んだ制度といえること、(5) 職務著作の要件を組み込む上で、起草者は英米の制度を参照したこと(特に、イギリス 1911 年法 5 条 1 項但書(b)前段「著作者が労務契約に基づいて他者に雇用されており、かつ、その雇用の過程において著作物が創作された場合には、反対の合意がない限り、著作者を雇用している者がその最初の著作者となる。」に由来する「労務契約(contract of service)」概念)の 5 点である。

ここから本研究では、著作権法 15 条 1 項の理解にあたっては、職務著作という視点に加えて、《団体名義著作》という視点からの検討が不可欠であると考えに至った。

2. 研究の目的

本研究は、著作権法 15 条 1 項をもっぱら職務著作制度と捉える従来の理解に再考を迫り、《団体名義著作》と職務著作という 2 つの視点からわが国の制度を捉える必要があることを明らかにするものである。そして、現行著作権法の起草過程研究の成果をもとに、15 条 1 項の要件・効果のうち、《団体名義著作》を基礎とするものについては 1887 年出版条例・版權条例およびオランダ 1912 年法を、職務著作を基礎とするものについてはイギリス 1911 年法をそれぞれ参照することで、起草過程に適合的な制度像を提示することを目的とするものである。

3. 研究の方法

本研究では、次の 3 つの観点から研究を実施した。

第 1 に、著作権法 15 条 1 項の(ii) の要件について、《団体名義著作》の観点からその意義を再検討した。具体的には、宇野慎三『出版物法論』(巖松堂書店、1922 年) 榛村専一『出版法』(日本評論社、1931 年)を手がかりとして、出版条例 14 条・版權条例 7 条 4 項の規律の趣旨やその解釈・適用を明らかにした。また、Jacqueline Seignette, *Challenges to the Creator Doctrine: Authorship, Copyright Ownership and the Exploitation of Creative Works in the Netherlands, Germany and the United States* (Kluwer, 1994); Jacqueline Seignette, *Authorship, Copyright Ownership and Works made on Commission and under Employment, in A Century of Dutch Copyright Law, 115-140* (Bernt Hugenholtz, et al. eds., deLex Publishers, 2012)を手がかりとして、オランダ 1912 年法 8 条の規律の趣旨やその解釈・運用を明らかにした。

第 2 に、著作権法 15 条 1 項の(iii) の効果について、《団体名義著作》の観点から再考した。具体的には、Jan Kabel & Antoon Quaedvlieg, *Moral Rights, in A Century of Dutch Copyright Law, 307-358* (Bernt Hugenholtz, et al. eds., deLex Publishers, 2012)を手がかりとして、1912 年以來、100 年にわたって法人等が著作者人格権を享有し行使することを認めてきたオランダ法の経験を検討した。

第 3 に、著作権法 15 条 1 項に組み込まれた職務著作の要件((i) の要件)について、イギリス法の「労務契約」要件に照らして検討した。具体的には、Kevin Garnett, Gillian Davies, & Gwilym Harbottle, *Copinger & Skone James on Copyright, Vol 1, 262-266* (16th ed., Sweet & Maxwell, 2011)を手がかりとして、イギリス 1911 年法 5 条 1 項但書(b)前段の規律の趣旨やその解釈・運用、その後の 1956 年法下における「労務契約」要件の解釈・運用を明らかにした。

4. 研究成果

本研究においては、以上のような系譜的・比較法的研究の成果をもとに、著作権法 15 条 1 項の要件・効果をめぐる具体的な解釈上の問題について検討を行った。

第1に、法人等の著作名義要件について、わが国でこれまで同一視されてきた著作の名義と著作者名の相違を明らかにしたうえで、本要件の趣旨につき、法人内で作成される著作物につき、法人と従業員のどちらがその著作物の作成責任を負うのかという責任の所在を明確にするための要件であることを明らかにした。また、職務上作成される著作物に従業者の氏名と法人等の名称が併記されている場合、および法人等が職務上作成される著作物の公表を全く予定していない場合の本要件の解釈指針を具体的に明らかにした。さらに本要件に関連する問題として、旧著作権法下で映画製作会社の著作名義で公表された映画の著作物の著作者および存続期間の算定のあり方について検討を行い、その成果を論文としてまとめ公表した(山根崇邦「旧著作権法下で映画製作会社の名義で公表された映画の著作物に関する存続期間の算定、及び法の規定の誤解から存続期間が満了したと誤信した場合の『過失』の有無」小野昌延先生追悼論文集『続・知的財産法最高裁判例評釈大系』(青林書院、2019年)249-270頁)。

第2に、法人等の発意要件および従業員の職務上作成要件について、これまであまり意識されてこなかった両要件の相関関係を明らかにした。そして、両要件の判断を相関的に行っていると評価しうる近時の裁判例について検討を行った。

第3に、法人等の著作者人格権の法的性格について、従来考えられていたような創作行為を通じて著作物に刻印された法人等の人格的利益を保護する権利では必ずしもなく、むしろ当該著作物の作成責任者として有する利益の保護を目的とした権利であることを明らかにした。

以上のとおり本研究は、《団体名義著作》と 職務著作 という2つの観点から著作権法15条1項の要件・効果の意義を明らかにし、同制度をめぐる解釈上の問題について具体的な解決指針を提示した点で大きな学術的意義を有するものと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計8件（うち査読付論文 4件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 山根崇邦	4. 巻 55号
2. 論文標題 知的財産法学における権利論と功利主義の相克(1)	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 知的財産法政策学研究	6. 最初と最後の頁 31-81頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 山根崇邦	4. 巻 242号
2. 論文標題 依拠の立証〔マンション読本事件〕	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 別冊ジュリスト（著作権判例百選〔第6版〕）	6. 最初と最後の頁 88-89頁
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計9件（うち招待講演 9件 / うち国際学会 5件）

1. 発表者名 Takakuni YAMANE
2. 発表標題 Conflict between Rights-based Theory and Utilitarian Theory in the field of IP
3. 学会等名 The 3rd International Workshop on Meta Science and Technology（招待講演）（国際学会）
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 山根崇邦	4. 発行年 2019年
2. 出版社 青林書院	5. 総ページ数 249-270頁（545頁）
3. 書名 「旧著作権法下で映画製作会社の名義で公表された映画の著作物に関する存続期間の算定、及び法の規定の誤解から存続期間が満了したと誤信した場合の『過失』の有無」小野昌延先生追悼論文集『続・知的財産法最高裁判例評釈大系』	

1. 著者名 ロバート・P・マージェス著、山根崇邦、前田健、泉卓也 共訳	4. 発行年 2017年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 512
3. 書名 知財の正義	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----